

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

2023年3月1日

株式会社 証券保管振替機構

1 改正趣旨

決済照合システムの安定的な業務運営の実現に向けた取組みの一環として、システム障害等に係る規程体系整備の観点から、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正概要

（1）規定箇所の見直し

決済照合システムにおいては、システム障害等必要時の業務の取扱時間の臨時変更、休業日、業務の臨時停止及び障害時の機構への連絡に関する規定をマニュアルに設けているが、取扱いを明確にするため規則に規定する。（規則第4条第2項、第4条の2、第4条の3、第15条第2項、第21条）

（2）規定の追加

システム接続における善管注意義務、業務代行者等への遵守事項、統計等の公表等及び業務の廃止に関する規定について、当社が運営する他の制度との平仄を勘案し、規則に追加する。（規則第20条第3項及び第4項、第22条の2、第22条の3）

3 施行日

この改正規定は、2023年4月3日から施行する。

以 上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

別紙

1 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（業務の取扱時間） 第 4 条 （略） <u>2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめ、利用者に対し、その旨を通知する。</u></p> <p>（休業日等） <u>第 4 条の 2 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務に係る休業日は、次に掲げる日とする。</u> <u>(1) 日曜日及び土曜日</u> <u>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日</u> <u>(3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 31 日</u> <u>2 機構は、必要があると認める場合には、前項の休業日以外の臨時休業日又は同項の休業日に係る臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、利用者に対し、その旨を通知する。</u></p> <p>（業務の臨時停止） <u>第 4 条の 3 機構は、必要があると認める場合には、有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の全部又は一部を臨時に停止するこ</u></p>	<p>（業務の取扱時間） 第 4 条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>とができる。この場合において、機構は、速やかに、利用者に対し、その旨を通知する。</u></p> <p>(データの送受信の方法)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p><u>2 利用者は、前項のデータ送受信に障害が発生した場合には、速やかに機構に連絡するものとする。</u></p> <p>(遵守義務)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 利用者は、善良な管理者の注意をもって決済照合システムとの接続による事務の処理を行うものとする。</u></p> <p><u>4 利用者は、業務代行者、決済代理人又は計算会社（以下この項において「業務代行者等」という。）を指定する場合には、当該業務代行者等に対して、<u>第 15 条第 2 項、第 18 条、前条及び第 1 項から前項までに掲げる事項を遵守させるものとする。</u></u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>5・6 (略)</u></p> <p>(免責)</p>	<p>(データの送受信の方法)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 利用者は、業務代行者、決済代理人又は計算会社（以下この項において「業務代行者等」という。）を指定する場合には、当該業務代行者等に対して、<u>次に掲げる事項を遵守させるものとする。</u></u></p> <p>(1) <u>決済照合システムの利用に関して機構が講ずる必要な措置に従うこと。</u></p> <p>(2) <u>業務代行者等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、決済照合システムの利用によって知り得た秘密を他に漏らさないこと。</u></p> <p><u>4・5 (略)</u></p> <p>(免責)</p>

新	旧
<p>第 21 条 機構は、利用者が、<u>第 15 条第 1 項</u>に掲げる方法又はその他の方法による機構と利用者との間のデータの送受信により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を処理したことによって被った損害及び決済照合システムの障害等により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の円滑な遂行に支障が生じたことによって被った損害について、これを賠償する責めを負わないものとする。</p> <p><u>(統計等の公表等)</u></p> <p>第 22 条の 2 機構は、<u>有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて統計等の公表等を行うことができる。</u></p> <p><u>(業務の廃止)</u></p> <p>第 22 条の 3 機構は、<u>有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の存続の必要がないと認める場合には、6 か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、法第 22 条第 1 項の規定により法第 9 条第 1 項ただし書の承認を取り消された場合には、この限りでない。</u></p>	<p>第 21 条 機構は、利用者が、<u>第 15 条</u>に掲げる方法又はその他の方法による機構と利用者との間のデータの送受信により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を処理したことによって被った損害及び決済照合システムの障害等により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の円滑な遂行に支障が生じたことによって被った損害について、これを賠償する責めを負わないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2 附 則

この改正規定は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

以 上